

消食表第 776 号
令和 6 年 8 月 30 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
(公 印 省 略)

「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正について

機能性表示食品に係る関係法令については、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 71 号）及び食品表示基準第 2 条第 1 項第 10 号イの別表第 26 の 5 の項の規定に基づき、内閣総理大臣が定める届出の方法を定める告示（令和 6 年内閣府告示第 106 号）が令和 6 年 8 月 23 日付けで公布されるとともに、機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準（令和 6 年内閣府告示第 108 号）が令和 6 年 8 月 30 日付けで公布されました。

これを踏まえ、届出時に食品関連事業者が参照しやすいよう、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号。以下「ガイドライン」という。）を基に、「機能性表示食品の届出等に関するマニュアル」（令和 6 年 8 月 30 日付け消食表第 775 号）を新たに作成したところです。

このため、「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成 29 年 9 月 29 日付け消食表第 463 号消費者庁食品表示企画課長通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知いただくとともに、貴管下関係者への周知をお願いします。